

令和2年度 第1回 三原市総合教育会議 議事録

日時：令和2年11月4日（水）

場所：三原市役所3階
304～306 会議室

◇総務部長

定刻より少し早いですが、ただいまから令和2年度第1回三原市総合教育会議を開催します。

本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第6項の規定によりまして、原則として公開となりますので、あらかじめご了承ください。

また、報道のほうから撮影の希望があります。許可したいと思いますがよろしいですか。

（異議なし）

それでは、そうさせていただきます。

最初に、会議の開催にあたりまして、岡田市長からご挨拶があります。

◆市長

皆様に置かれましては、平素から、三原市の行政、特に教育行政に対し、大変皆様のご尽力をいただいておりますことを、お礼申しあげます。

本日は、ご案内のとおり、総合教育会議を招集させていただきました。

この総合教育会議の目的は、「教育に関する予算の編成・執行や条例提案などの権限を有する首長と教育委員会が意思疎通を図り、地域の教育のあるべき姿を共有して、より一層の教育行政の推進を図る」ことにあります。

教育委員会の皆様と自由に意見交換する中で、市と教育委員会が教育の方向性を共有し、施策に取り組んでいくことで、この三原を教育の先進地域、人づくりの先進地域にしていきたいと考えております。

特に、GIGAスクール構想につきましては、子どもたちの学ぶ環境や学び方が大きく変わっていくものでありまして、これを最大限活用することによって、教育が三原の強みになる大きなチャンスと捉えています。

この会議が有意義なものとなりますよう、皆様のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇総務部長

次に、教育委員会 計田教育長からご挨拶をお願いいたします。

◆教育長

第1回三原市総合教育会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申しあげます。

まずもって、岡田市長に置かれましては、ご就任後、初めての定例会であった9月議会において、すべての普通教室への大型提示装置導入や新型コロナウイルス対策のための学校用消耗品・備品の購入に関する経費、中央公民館や武道館などのエ

アコン整備など、教育に関わる経費を大幅に予算化していただき、誠に感謝しております。

さて、総合教育会議は、教育に関し総合的な施策の大綱に関する協議のほか、重点的に講ずべき事項などの調整が、主たるものとされています。

本日は、先ほど述べました大綱の協議と、重点事項の調整についての会議として、招集いただきました。教育委員会としては、本日の、この会議を意義深いものと捉えております。また、協議などを通して、さらに、市長との連携を強化できるものと期待しております。

結びになりますが、この会議により、互いの関連性を深め、本市の教育行政の充実・発展につながることを祈念して、あいさつとさせていただきます。

◇総務部長

それでは、ここで構成員の皆様のご紹介をさせていただきます。

本会議の主宰者であります岡田吉弘三原市長でございます。

ここからは、三原市教育委員会の皆様をご紹介します。

計田教育長でございます。

今村職務代理者でございます。

長谷川委員でございます。

高橋委員でございます。

田原委員でございます。

以上が構成員の皆様でございます。

<その他の出席者の紹介は省略>

◇総務部長

本日は、よろしく申し上げます。

協議に入ります前に、この会議の趣旨、所掌事項、会議の進行などを説明するため、総合教育会議設置要綱について、事務局からご説明します。

◇総務課長

まず、2ページにこの総合教育会議の設置根拠となる規定、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4を抜粋して掲げています。

この規定の第1項に趣旨が規定していますので読ませていただきます。

「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。」

これが趣旨であります。また、同条第2項で地方公共団体の長と教育委員会を構成員とすると規定されています。

3ページ、4ページに、この法律を根拠に制定した三原市総合教育会議設置要綱が記載しています。

まず、第1条が設置の趣旨であります。先ほどの法律に基づいて、「市長と教育委員会が相互連携を図り、本市の教育行政に資するため、設置する」としています。

第2条では、構成員を、第3条では、会議の所掌事務を規定しています。

所掌事務は、1つ目として、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定・変更」、2つ目として、「教育を行うための諸条件の整備など、教

育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」、3つ目として、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、または生じる恐れが見込まれる場合等、緊急な場合に講ずべき措置」に関する協議、調整を行うこととしています。この点については、後程、詳しく説明します。

第4条では、会議運営について規定しています。

会議は市長が招集し、主宰します。

同条第2項では、招集手続きを、第3項では、教育委員会からの招集要求について規定しています。

また、第5項では、会議での調整結果の尊重を定めています。

第5条は、構成員以外の関係者または有識者からの意見聴取、第6条は会議の公開、第7条から第10条までは、傍聴に関する規定であります。

続いて、5ページの第11条では、議事録の作成について、第12条では、事務局の設置について規定しています。

最後に、第13条におきまして、この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関して必要な事項は、この会議に諮って決めることとしています。

次に、6ページをご覧ください。

所掌事務について、もう少し詳しくご説明いたします。

3つの所掌事務のうち、②の「教育を行うための諸条件の整備など、重点的に講ずべき施策」について、想定される事項を2つ例示しています。

「ア 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項」や

「イ 幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、居所不明の児童生徒への対応、市の福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項」などを想定しています。

次に、③の「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、または恐れが見込まれる場合等、緊急な場合に講ずべき措置」とは、「a いじめ問題により児童、生徒等の自殺事件が発生した場合」や

「b 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合」などを想定しております。

イの「児童、生徒等の生命又は身体のプロテクトに類するような緊急事態」として、aからdの4点を示していますが、いじめや交通事故のほか、災害や犯罪を起因とするケースなども想定しています。

次に、(2)をご覧ください。

国からは、逆に、この会議で協議・調整すべきでない事項も示しています。

「① 教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項」や

「② 日常の学校運営に関する些細な事項」は協議すべきではない事項にあたります。

以上で説明を終わります。

◇総務部長

それでは、今説明しました要綱に基づいて進めてまいります。

要綱第4条に規定していますとおり、ここからは市長に会議の進行をお願いします。

◆市長

それでは、要綱に従い、会議の進行を務めますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

早速、5の協議に入ります。

「(1) 三原市「教育に関する大綱」について」を進めていきたいと思えます。事務局から説明をお願いします。

○総務課長

それでは、「教育に関する大綱」の基本的な考え方について」ご説明をさせていただきます。配付資料7ページ、8ページをご覧ください。

資料の8ページの上段に、国の大綱に関する考え方を示しています。

主な点を申しあげますと、1つ目、「国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて定める」、4つ目、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や根本となる基本方針を定めるもので、詳細な施策について策定するものではない」、5つ目、計画期間は4～5年程度、さらに最後では、「地方公共団体において教育振興基本計画その他の計画を定めている場合は、大綱に代えることができる」といった考え方が示されています。

本年度、本市においては、令和2年度から6年度までを計画期間とする長期総合計画後期基本計画を策定したところです。

また、教育委員会においては、資料に記載されたとおり、その長期総合計画をベースに教育振興基本計画を策定したところです。

「教育に関する大綱」の策定については、新たに策定するということが基本だとは考えますが、その場合であっても、これらの既存計画との連動は欠かせないものと考えています。前回の教育に関する大綱の策定する際も、教育振興基本計画を大綱に代えるとした経緯もあります。したがって、事務局としては、これらの既存計画をもって「教育に関する大綱」に代えるという方法が、妥当であると考えています。

以上で説明を終わります。

◆市長

ただいま、事務局から説明がありました。「三原市教育振興基本計画」は「三原市長期総合計画後期基本計画」の教育関係施策の部分のうち、教育に関する施策を、教育基本法第17条第2項で規定される教育振興基本計画に位置付けるものとして、5月の教育委員会議で委員の皆様が承認されたものであると承知しています。したがって、従前の三原市の考え方も踏まえ、同計画をもって、三原市「教育に関する大綱」とすることとしたいと思えます。皆様よろしいでしょうか。

◆教育長

「教育に関する大綱」と「三原市教育振興基本計画」「三原市長期総合計画後期基本計画」の整合性ということから、望ましいと思えます。

◆市長

教育長から、行政の一貫性を確保する意味であろうと思えますが、整合性ということから望ましい、とのご意見がありました。これについて、皆様、いかがでしょうか。

◆長谷川委員

教育長が言われたとおりだと思えます。異議ありません。

◆市長

それでは、計画の期間ですが、この点について、事務局の説明を求めます。

○総務課長

三原市教育振興基本計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間となっています。「教育に関する大綱」は「教育振興基本計画」とすることを先ほど確認いただきましたので、整合性をとるため、「教育に関する大綱」の期間は、「教育振興基本計画」に合わせるのがよいと考えています。

◆市長

事務局から、三原市「教育に関する大綱」の計画の期間は、5年ということで説明がありました。皆様、いかがでしょうか。

◆今村職務代理者

説明があったとおり、5年がいいと思いますので、異議ありません。

◆市長

それでは、続いて、調整事項の部に移ります。

私自身としては、多様な個性をもつ子供たち一人一人に、よりわかりやすく、より理解しやすい、個に合わせた様々な学びの場を提供することで、すべての児童生徒の学力、たくましく生き貢献できる力を伸ばす教育を行うことが、教育先進地域となることであろうと考えております。

そのために、特に重点を置いて取組を進めていくのが、教育におけるICT技術活用のための整備の加速であります。9月議会での答弁においてこのように申し上げました。

この点から、学校情報教育環境整備は、特に重点を置くものであり、それが施策2-1-2の「教育環境の整備・充実」、加えて、施策2-1-1の「学校教育の充実」に適うものであろうと推察しています。

したがって、学校情報教育環境整備を重点的に講ずべき施策として、調整を図っていきたいと考えております。いかがでしょうか。

◆教育長

教育環境のICT化は、三原市で学ぶ児童生徒にとって、これからのスタンダードな状況に適応するという意味で必要なことです。また、国においても、文部科学省だけでなく、多くの省庁が横断的に検討に入られていると聞いております。したがって、大綱に掲げる「学校教育の充実」や「教育環境の整備・充実」からも、市長の提案は、適切であると考えます。

◆長谷川委員

ICT化については、分かりやすい授業の創生、子供たちの興味関心を高める、学習意欲を喚起する効果、あるいは、自主的に学ぶ姿勢や学びたいことを探求していく姿勢を深める効果、自己表現の力をつける効果があり、教育の中では重要なツールであり、また、今後の教育界においては欠かせないものと考えています。また、教育現場においても、教える立場の教職員が一定の努力を継続して行っていくということも必要だと思えます。市長、教育長の意見に異議はありません。

◆高橋委員

学習指導要領で求められている、多様な生徒児童に対応していくという観点から、この施策は非常に重要なものであらうと考えます。市長、教育長の考えに同感であります。

◆市長

ありがとうございます。

まずは、おさらいのため、現在進められている、学習者用情報端末などの整備状況について、現在の状況と今年度末までの予定を教えてください。

◆教育長

説明員に説明させます。

○教育委員会説明員

本年度実施しています学習者用情報端末の導入及び関連した整備についての現況と年度末までの予定について、ご説明します。

本年度の整備については、まず、学習者用端末について、全児童生徒及び教員分の6,787台の導入、続きまして、全小中学校30校への高速校内LANの整備、更に、可搬型データ通信機器1,305台の導入、全普通教室分の大型提示装置300台と学習支援ツールの導入を進めています。

現状ですが、学習者用情報端末については、10月末で教員用の端末の配置を完了し、今年12月25日までには、その他児童生徒分を含め、全台数の導入が完了する見通しです。

続いて、全小中学校への高速校内LANの整備については、9月に契約を完了し、工期を来年2月末として鋭意工事を進めており、早い学校で1月下旬ごろから稼働できるものと見込んでいます。

可搬型データ通信機器については、10月末に導入が完了し、配付端末とあわせて、教員研修や日々の練習用として、活用を順次スタートしています。

大型提示装置の導入については、現在、入札手続き中であり、複数社の参加意向が示されています。本大型提示装置の導入は、可搬型データ通信機器との通信設定を来年1月15日までに完了し、完了したところであれば、教員用端末と大型提示装置の活用がスタートできます。引き続き、高速校内LAN工事が完了しましたら、この校内LANへの通信設定変更を2月末までに行うよう計画しています。

学習支援ツールについては、クラス管理やアカウント管理等のための運用管理ツール、それから、より授業が充実するようなツールについて、現在、検討を進めているところです。

以上が、現況となります。

◆市長

今年度の概要は理解しました。

ところで「教育基本計画」には、今年度から令和6年度までの5か年計画として、「学校情報教育環境整備計画」があるということが示されていますが、この計画の概要と進捗状況について教えていただけますか。

◆教育長

説明員に説明させます。

○教育委員会説明員

資料2の1ページをご覧ください。

1 策定の趣旨の2段落目にありますように、小学校では2020年度、中学校では2021年度から全面実施となる新学習指導要領におきまして、情報活用能力が言語能力、問題発見・課題解決力等と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置付けられ、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されました。

これについて、これまで「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」が示されていましたが、令和元年12月13日に令和元年補正予算において、GIGAスクール構想の実現のため、児童生徒一人1台端末の整備と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費を盛り込むことが閣議決定されました。

この構想の実現に向けて、本市においても令和2年1月に、学習情報教育環境整備計画の見直しを行ったところです。

本計画は、これら整備方針を実現し、学校が世の中の変容に向け質的変換が求められる中、「society5.0」と呼ばれる社会の実現に向けて、教育の情報化に対応し、今後の方策を実現するために、必要な施策を計画的に実現するよう策定したものです。

資料29ページをご覧ください。

本ページの上段枠内にありますのが、当初の学習者用情報端末の導入ほか、関連する整備の方針です。内容については、学習者用コンピュータ3クラスに1台程度整備をはじめ、以下の黒丸のとおりとなっています。

この方針に対し、資料37ページをご覧ください。

最下段にありますように、GIGAスクール構想の実現に向けて、本計画においても、それまで令和4年度までに3クラスに1クラス分程度の端末整備の計画であったものを、国の動きに合わせて令和5年度までに児童生徒一人1台の端末導入を進めることとしています。

資料42ページをご覧ください。こちらが、学校情報教育環境整備のロードマップですが、この中の学習者用情報端末の欄にありますように、計画では、各年度で計画的に導入を進めることとしています。

その他についても、本ロードマップに沿って整備を進める計画としています。

以上が、現在の三原市学校情報教育環境整備計画の概要ですが、現在の新型コロナウイルス感染症に伴って、端末導入が本年度中にすべて完了するよう前倒しされました。本計画についても同様に計画を前倒し、概ね今年度内にハードの整備が整う予定となっております。

その結果、資料43ページの最下段にあります教職員の資質向上、ここが、今後、特に重点的に取り組んでいかなければならない事項になるものと考えています。

以上で説明を終わります。

◆市長

ICT機器を導入することは目的ではなく、あくまで手段であると思います。子供たち一人一人に、よりわかりやすい、より理解しやすい授業、そうなることへの手段がICT機器の導入だと理解しています。

そうであるなら、今年度の概要と計画の概要、進捗状況を、私なりに整理したうえで考えましたところ、来年度は、教員が利活用するための力量の蓄積、指導力の向上に力を注ぐ必要があるのではないと思います。

そのためには、ICT技術習熟のために民間の力をお借りすること。この検討をお願いしたいと思います。また、授業の中でどのようにICT機器を活かしていくのか、教

育の経験をもった人材を中心にサポートしていただくことが、授業展開では鍵を握っていると思います。そういった人材の活用に力を注ぐ必要があるのではないのでしょうか。この点についても検討をお願いします。

また、機器やアプリケーションについては、前倒しで導入を進めましたが、文部科学省が概算要求されているデジタル教科書の導入や、先生方の授業展開に必要なものがあれば、併せて、検討をお願いします。

それから、教室内での活用のイメージはできつつありますが、たとえば、先日も神石高原町の事例がNHKのニュースで紹介されましたが、タブレットを教室の外に持ち出し、「秋を探そう」というテーマで、秋の草花を撮影してくるなど学校外での活用。ほかに、自宅でのクラウド環境下や、オフラインでの活用。こういった点も、是非とも引き続き研究を進めてもらいたいと思います。

もうひとつ、私からの提案があります。これからの教育環境のスタンダードな姿を、ぜひ、保護者のみなさんや、地域の方々にも知っていただきたいと思っています。関心も高まっていると思いますので、より多くの方に新しい教育の在り方を見てもらえたらと思っています。

来年度は、当然、参観日の授業でも情報端末を使ったものとなるので、その際には、保護者のみなさまにも授業の中での活用をご理解いただけたと思います。

加えて、たとえば、4月に行われるPTAの総会や役員会、学級懇談会の際に、保護者の皆様に、報端末を手にとっていただくとかというのは、どうでしょうか。実際に触れてみると、学校での必須のものとして実感できますので、検討をお願いします。

更に、秋に行われる学校へ行こう週間などがあると思いますが、そういった場で地域の方々積極的に、情報端末の授業での活用場面を参観いただくことも、学校の現状を知っていただくことに繋がるとと思いますので、ご検討をお願いします。

ぜひ、これらの提案を踏まえ、来年度のスケジュールの検討をお願いします。

◆教育長

よくわかりました。事務方に十分に検討させ、進めてまいります。

◆市長

調整事項の2点目「コミュニティ・スクール、小中一貫校、義務教育学校等の導入の構想について」、「コミュニティ・スクール」、「小中一貫校」、「義務教育学校」それから議会での答弁では「等」というものがありましたので、その「等」に該当するものがありましたら、併せて、それぞれ、国が示す制度概要、導入までの調整事項といったことについて、わかる範囲で説明をお願いします。

◆教育長

説明員、説明をお願いします。

○教育委員会説明員

「コミュニティ・スクール」をはじめとする制度概要について説明します。

資料3-1、3-2をご準備ください。

説明順は、コミュニティ・スクールの制度概要、小中一貫校と義務教育学校の制度概要、最後に「等」についての順です。

資料3-1 3ページ「コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）について」をご覧ください。

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、その下にも例示されるよう、複雑化多様化しており、課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠です。

社会総がかりで教育を実現する上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步を踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるか、何を実現していくかという目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。

コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校づくり」に有効なツールと考えられています。

次に資料3-1 3ページの中段をご覧ください。

そこで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成29年3月に改正され、協議会の設置について、教育委員会に対して努力義務と課すと示されました。

これを受け、学校運営協議会の主な3つの機能が示されています。

一つ目、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

二つ目、学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる

三つ目、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。であります。

資料3-1 16ページをご覧ください。

この図は、学校評議員制度と学校運営協議会の制度を図式化したものです。

図の右側の学校評議員制度は、現在、三原市で取り入れているもので、校長が、必要に応じて、学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的とした制度で、学校管理規則でも定め取り入れています。

図の左側に示すものが「学校運営協議会」の制度です。

保護者や地域の方々が一定の権限をもち学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校経営の改善に取り組んでいきます。

続いて、小中一貫校と義務教育学校については、資料3-2を使って説明します。

この資料3-2は文部科学省が示した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」から抜粋したものです。これは、平成27年6月の通常国会で、新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置が可能とする改正学校教育法が成立し、平成28年4月に施行されたことを受け、同年12月にこの手引きが作成されたもので、小中一貫教育の制度について、形態別に整理し示したものです。

資料3-2 17ページ中絶の図をご覧ください。

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係を図式化したものです。

図の中の四角をご覧ください。

小中一貫教育は 1つ目は義務教育学校、2つ目のくくりは②併設型小学校・中学校 ③連携型小学校・中学校をまとめた小中一貫型小学校・中学校に分類しています。

①義務教育学校は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施するものです。

②併設型小・中学校（同一の設置者）については、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージです。③連携型小学校・中学校は異なる設置者によるものです。

最後に、「等」とは図の上段にある小中連携教育を行っている学校です。国において制度化はされていません。

説明は以上でございます。

◆市長

では、「コミュニティ・スクール、小中一貫校、義務教育学校等の導入の構想」について、三原市教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

◆教育長

説明員，説明をお願いします。

○教育委員会説明員

教育委員会としては、コミュニティ・スクールについては、早期の導入に向けて、導入準備を進めております。

「小中一貫校」については、現段階では、国が制度化している②併設型小学校・中学校や③連携型小学校・中学校を目指すものではありません。

また「義務教育学校」については、そのさらに先にあるものであるものと考えています。また、三原市教育委員会がこれまで進めていた「小中連携教育」をさらに進める、深めさせる、例えば、学校教育目標や研究テーマを系統的につながりを持たせたり、統一させるなど、研究開発を進める学校を指定したいと考えております。

◆市長

ご意見はわかりました。先ほどの情報教育環境であれば、綿密な5か年計画を作成されて進められていますが、「コミュニティ・スクール、小中一貫校、義務教育学校等の導入」については、具体的な計画はどうなっていますか。

◆教育長

説明員，説明をお願いします。

○教育委員会説明員

資料3-1 6ページをご覧ください。コミュニティ・スクールについては、早期の導入に向けて、導入準備を進めているところですが、一番上に導入前、1年目、2年目スケジュール例が示されております。また、中断には、教育委員会が行う準備が例示されており、例えば、教育委員会規則、委員報酬、委員任命、そして学校、学校運営協議会委員、地域保護者への説明会・研修会等これから実施していきたいと考えています。

一番下の「総合教育会議を通じた首長部局への周知と連携教育体制の構築」は、今、行わせていただいていると考えています。

また、10ページには、各校における学校運営協議会の設置に向けた準備が示されています。

続いて、小中一貫校については、国の示す小中一貫型小・中学校を今すぐ目指すものではありません。

先ほどご説明した、これまで取り組んできた「小中連携教育」をさらに進めたり、深めたりしながら、小中で切れ目ない教育が実現できるような体制づくりを進めていく学校を、地理的な条件を鑑み指定し、令和3年度より導入していきます。

最後に資料3-2 20ページの下段の表をご覧ください。

義務教育学校については、例えば、配置する教職員の免許状や条例などの様々な手続きを伴います。引き続き、研究して進めていきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

◆市長

ありがとうございました。

資料3-1の3ページには、コミュニティ・スクールは、カッコ書で、学校運営協議会を設置した学校となっています。

また、法で定められた3つの機能が必要であるとされています。

これらを踏まえまして、国の制度として整理されているコミュニティ・スクールの本質であります。保護者・地域の学校運営参画という目的に着目したうえで、資料の6ページの「教育委員会におけるコミュニティ・スクール導入に向けた準備」としてスケジュール例を確認すると、なぜ、このような多くの準備が必要なのかが良くわかります。

また、目的の明確化が重要であること、準備の例の多様な内容が示されていることも一定の理解ができます。

何事も始める前に、ある程度の絵を描いて、その実現可能性を踏まえて進めることが大切です。「コミュニティ・スクール、小中一貫校、義務教育学校等の導入」については、整理が必要な事項がありそうです。また、計画を整理していただくことも必要です。十分に検討の上、再度、調整の場に臨んでいただけますか。

その際には、資料3-1の6ページを参考に、何をいつまでにどのように整理しているのか、詳細なスケジュールをお示してください。

よろしく申し上げます。

○教育長

わかりました。事務方に具体的に検討させ、進めてまいります。

○市長

それでは、来年度の予算編成のこともありますので、次回会議は、11月中に開催できるよう事務局で調整してください。よろしいでしょうか。

○事務局（総務課長）

承知いたしました。

○市長

教育委員会は、できる範囲で構いませんので、内容を整理し、次回の会議の際、示してください。よろしいでしょうか。

(はい)

○市長

他にないようでしたら、これをもちまして第1回三原市総合教育会議を閉会します。本日は、ありがとうございました。